

福岡県公報

平成27年5月8日
第3691号

目次

告示 (第487号-第489号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 2
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 6
- 落札者等の公示 (教育庁総務課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 7
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 8
- 福岡県土地利用基本計画の変更 (総合政策課) 8

公安委員会

- 福岡県迷惑行為防止条例施行規則 (警察本部生活保安課) 8
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果の告示 (警察本部生活保安課) 18
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果の告示 (警察本部生活保安課) 18

告示

福岡県告示第487号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
京 築	県 道	寒 田 線 下別府	前	築上郡築上町大字松丸148番1先から 築上郡築上町大字松丸159番1先まで	9.5 ～ 10.4	30.2
			後	築上郡築上町大字松丸148番1先から 築上郡築上町大字松丸159番1先まで	10.0 ～ 10.2	

福岡県告示第488号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
京 築	県 道	福 土 線 吉 富	前	築上郡上毛町大字西友枝1129番先から 築上郡上毛町大字西友枝3435番1先まで	5.0 ～ 11.8	86.0
				築上郡上毛町大字西友枝	5.0	

	後	1129番先から 築上郡上毛町大字西友枝 3435番1先まで	～ 180	86.0
--	---	--------------------------------------	----------	------

福岡県告示第489号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年5月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 喜多良
- 2 区域の所在地 京都郡みやこ町犀川喜多良字石畑、字宅宮、字屋敷、字松山
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から25号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と25号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
京都郡みやこ町犀川喜多良字石畑	1480番1	1号、2号及び25号
	1485番1	3号及び4号
	1486番	5号から7号まで
	1492番	23号
	1488番	24号
京都郡みやこ町犀川喜多良字宅宮	1496番	8号
	1499番	9号
	1501番2	10号
	1506番1	11号及び13号
	1507番	12号
	1508番	14号
	1510番	15号
	1504番1	21号

	1498番	22号
京都郡みやこ町犀川喜多良字屋敷	1534番	16号、18号及び19号
	1526番1	20号
京都郡みやこ町犀川喜多良字松山	1682番1	17号

公 告**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年5月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
捜査支援用パソコン等賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契

約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び

に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年5月27日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

捜査支援用パソコン等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成27年8月1日から平成32年7月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年6月17日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2237

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成27年5月8日(金)から平成27年6月16日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
 - (2) 提出期限
平成27年6月17日(水)午後5時45分
 - (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)
 - (2) 日時
平成27年6月18日(木)午前11時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付

- 又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
- なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
 - (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者

がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係るのない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for personal computers that are going to be used for crime investigation- supporting purposes, and peripheral devices for such computers.
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on June 17, 2015
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka

Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141(Ext.2237)

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成27年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（山川地区）	平成23年3月25日
農業用排水施設整備事業（山川地区）	平成24年9月21日
農道整備事業（山川地区）	平成27年2月6日
農用地保全事業（山川地区）	平成23年3月30日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁総務部総務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
T I S株式会社 産業事業本部 西日本産業事業部 九州支社

(2) 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
39,960,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市河東字岩ヶ鼻1139番2から1139番4まで、1150番から1153番まで、2007番5、2230番2及び2231番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市花見東町一丁目9番12号
福崎 隆男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市村山田字サヤノ裏1182番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市村山田1027-2

尾澤 義輝 尾澤 嘉枝

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月8日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品の名称

福岡地区車両燃料単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年3月26日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本宇佐美九州支店

(2) 住所

筑紫野市大字永岡720番地1

5 落札金額

27,983,010円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成27年2月10日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品の名称
北九州地区車両燃料単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年3月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社ヒガキ
 - (2) 住所
北九州市戸畑区中原東1丁目15番20号
- 5 落札金額
91,471,264円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
平成27年2月10日

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成27年4月17日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第

13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年5月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る事項
福岡県土地利用基本計画図の農業地域及び森林地域の区域
- 2 変更の内容
計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおりに	福津市
森林地域		北九州市、宗像市、久山町、 桂川町、苅田町

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。）

公安委員会

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県迷惑行為防止条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成27年5月8日

福岡県公安委員会

福岡県迷惑行為防止条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡県迷惑行為防止条例（昭和39年福岡県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（命令）

第2条 条例第5条第4項の規定による命令は誘引行為中止命令書（様式第1号）を、同条第6項の規定による命令は客待ち行為等中止命令書（様式第2号）を交付して行うものとする。

（公安委員会規則で定める地域）

第3条 条例第5条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする

。
(指示)

第4条 条例第10条の2の指示は、指示書(様式第3号)を交付して行うものとする。

(事業の停止)

第5条 条例第10条の3の規定による事業の停止の命令は、事業停止命令書(様式第4号)を交付して行うものとする。

(書類の交付)

第6条 福岡県公安委員会が前2条の規定により交付する書類は、警察職員が、その交付を受けるべき者の住所又は居所において、その交付を受けるべき者に、受領確認書(様式第5号)と引換えに交付を行うものとする。ただし、その者に異議がない場合は、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、前項の警察職員は、書類の交付を、同項の交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

(1) 交付すべき場所において書類の交付を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

(2) 書類の交付を受けるべき者その他前号に規定する者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 交付すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 福岡県公安委員会は、前2項の規定により書類を交付した場合は、その書類の名称、その交付を受けるべき者の氏名、その書類を交付し、又は差し置いた場所及び年月日並びに交付の方法を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

北九州市	小倉北区のうち、浅野1丁目から3丁目まで、魚町1丁目から4丁目まで、鍛冶町1丁目及び2丁目、京町1丁目から4丁目まで、米町1丁目及び
------	--

	2丁目、紺屋町、堺町1丁目及び2丁目、船頭町、船場町並びに古船場町八幡西区のうち、熊手1丁目、2丁目及び3丁目(1番から3番までに限る。)、黒崎1丁目から4丁目まで、藤田3丁目並びに大字藤田
福岡市	博多区のうち、上川端町、祇園町(8番から11番までに限る。)、下川端町、住吉1丁目、中洲1丁目から5丁目まで及び博多駅中央街中央区のうち、大名1丁目及び2丁目、天神1丁目から3丁目まで、西中洲並びに舞鶴1丁目及び2丁目
大牟田市	旭町3丁目、栄町1丁目及び2丁目、新栄町、住吉町、大正町1丁目及び2丁目、築町、中島町、橋口町、浜町、古町、本町1丁目及び2丁目、港町並びに有明町1丁目(1番地に限る。)
久留米市	小頭町(1番地、2番地、8番地、9番地及び11番地に限る。)、天神町、通町(2番地、3番地及び6番地に限る。)、東町(25番地から27番地まで、30番地から34番地まで、38番地から41番地まで、72番地、309番地、316番地、337番地、339番地から341番地まで、343番地、344番地、361番地及び363番地に限る。)、日吉町(1番地から15番地までに限る。)、本町(2番地に限る。)及び六ツ門町(1番地から14番地まで及び17番地から22番地までに限る。)
飯塚市	飯塚(1番から13番までに限る。)、本町(1番から12番までに限る。)及び吉原町(7番から12番までに限る。)

様式第 1 号 (第 2 条関係)

	第 年	月	号 日
住 所			
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	所属		
	階級		
	氏名		
	⑩		

誘引行為中止命令書

あなたが行った下記の誘引行為は、福岡県迷惑行為防止条例（昭和 3 9 年福岡県条例第 6 8 号）第 5 条第 3 項の規定に違反するので、同条第 4 項の規定により、当該誘引行為をやめるべき旨を命ずる。

記

1 日時
年 月 日 時 分 ころ

2 場所

3 内容
次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引したもの

- 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを除く。）又はこれを仮装したものの提供を受ける客
- 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為（接待を伴うものを除く。以下同じ。）又はこれを仮装したものの提供を受ける客
- 深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）において専ら異性の身体に接触して行う役務（人の性的好奇心をそそるものを除く。）又はこれを仮装したものの提供を受ける客
- 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は接待を伴う飲食をさせる営業に関する情報の提供を受ける利用者
- 接待（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを除く。）をする役務に従事する者
- 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為をする役務に従事する者

注 該当する□にレ印を記入すること。

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長（警察本部に所属する警察官が行った処分については、福岡県警察本部長）に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A 4)

(表)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

	第 年	月	号 日
住 所			
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	所属 階級 氏名		
	Ⓜ		

客待ち行為等中止命令書

あなたが行った下記の行為は、福岡県迷惑行為防止条例（昭和 3 9 年福岡県条例第 6 8 号）第 5 条第 5 項の規定に違反するので、同条第 6 項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。

記

1 日時
年 月 日 時 分 ころ

2 場所

3 内容

- 次に掲げる行為について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売
 - 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為（接待を伴うものを除く。以下同じ。）又はこれを仮装したものの提供
 - 深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）において専ら異性の身体に接触して行う役務（人の性的好奇心をそそるものを除く。）又はこれを仮装したものの提供
 - 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は接待を伴う飲食をさせる営業に関する情報の提供
- 次に掲げる行為について、客となるよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売
 - 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 接待を伴う飲食をさせる行為（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものに限る。）又はこれを仮装したものの提供
- 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。以下同じ。）
 - 接待
 - 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為
- 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待っていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる行為
 - 接待（人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものに限る。）

注 該当する□にレ印を記入すること。

(A 4)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長（警察本部に所属する警察官が行った処分については、福岡県警察本部長）に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名又は名称 殿

福岡県公安委員会 印

指示書

福岡県迷惑行為防止条例 (昭和 3 9 年福岡県条例第 6 8 号) 第 1 0 条の 2 の規定により下記のとおり指示する。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の内容	<input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 接待 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号) 第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。以下同じ。) を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為 (接待を伴うものを除く。) 又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 深夜 (午後 1 0 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。) において専ら異性の身体に接触して行う役務 (人の性的好奇心をそそるものを除く。) 又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は接待を伴う飲食をさせる営業に関する情報の提供
指示事項	
履行期間	
指示の理由	

注 事業の内容欄は、該当する□にレ印を記入すること。

(A 4)

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

(表)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称 殿

福岡県公安委員会 印

事業停止命令書

福岡県迷惑行為防止条例（昭和 3 9 年福岡県条例第 6 8 号）第 1 0 条の 3 の規定により下記のとおり事業の停止を命ずる。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の内容	<input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を伴う飲食をさせる行為（接待を伴うものを除く。）又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）において専ら異性の身体に接触して行う役務（人の性的好奇心をそそるものを除く。）又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は接待を伴う飲食をさせる営業に関する情報の提供
処分の内容	
処分の理由	

注 事業の内容欄は、該当する□にレ印を記入すること。

(A 4)

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

受領確認書

交付を受けるべき者 []

に対する書類 []

(年 月 日付け、 第 号) については、

年 月 日 午 時 分に、私が確かに受領しました。

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名



交付を受けるべき者との関係

福岡県公安委員会告示第140号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県迷惑行為防止条例施行規則（案）及び福岡県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準（案）について、平成27年3月3日から同年4月1日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成27年5月8日

福岡県公安委員会

1 規則等の題名

- (1) 福岡県迷惑行為防止条例施行規則（平成27年福岡県公安委員会規則第7号）
- (2) 福岡県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準

2 規則等の制定の日

平成27年5月8日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則等を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第141号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準（案）について、平成27年3月3日から同年4月1日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成27年5月8日

福岡県公安委員会

1 処分基準の題名

福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準

2 処分基準の改正の日

平成27年5月8日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、処分基準を改正することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。